

既存昇降機の改修工事を行う場合の確認申請手続きについて

令和元年春期部会

既存昇降機の改修工事の確認申請の要否の判断基準は、①とする。

また、細則による昇降機等の定期報告の変更届及び法第 12 条第 5 項の報告については、②を標準として各特定行政庁の判断とする。

①確認申請の要否の判断基準

エレベーター	・エレベーターを撤去・新設する場合（乗場の戸、三方枠、レールのみを残す場合も撤去・新設とみなす。）
エスカレーター	・エスカレーターを撤去・新設する場合（トラス等（トラス又は梁）、踏段、駆動機及び制御盤を一括して取り換える場合は撤去・新設とみなす。）
小荷物専用昇降機	・エレベーターに準じる
※ 確認申請が必要な場合は、令第 5 章の 4 第 2 節（昇降機）の全ての規定に適合しなければならない。	

②変更届及び第 12 条第 5 項報告の要否の判断基準

エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械室を移設するとき</li> <li>・ エレベーターの用途を変更するとき</li> <li>・ 定員、積載荷重又は速度を変更するとき</li> <li>・ 昇降行程を変更するとき</li> <li>・ 停止階床を変更するとき</li> <li>・ 保守管理上以外で部材・部品の交換をするとき</li> </ul>
エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送能力を変更するとき</li> <li>・ 定格速度を変更するとき</li> <li>・ 保守管理上以外で部材・部品の交換をするとき</li> </ul>
小荷物専用昇降機	・ エレベーターに準じる
<p>※ 改修工事により当該昇降機の設置当初の規定に適合しなくなる場合は既存不適格と認められない。</p> <p>※ 昇降機等の定期報告の変更届については、「設置計画書（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設）の内容を変更した場合に提出することとする。」【平成 23 年度秋期設備部会 合意事項】</p>	

<参考>

平成 24 年国住指第 291 号